

原議保存期間3年
(平成19年12月31日まで)

各管区警察局広域調整部長
警視庁生活安全部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
殿

警察庁丁少発第107号
警察庁丁生環発第183号
平成16年6月15日
警察庁生活安全局少年課長
警察庁生活安全局生活環境課長

児童の車内放置事案の防止に係るぱちんこ業界への働き掛けの実施について

児童虐待への対応については、「児童虐待の防止等に関する法律を踏まえた児童虐待への適切な対応について」（平成12年11月16日付け警察庁丙少発第29号、生企発第151号、地発第39号、捜一発第29号、給厚発第30号）等に基づき、その取組みを強化してきたところであるが、大阪府岸和田市における中学男子被害に係る児童虐待事案をはじめ痛ましい児童虐待事案が引き続き発生するなど児童虐待問題は深刻な状況にある。

平成15年中に検挙した被害児童が死に至った児童虐待事件の被害児童42人の中には保護者が駐車場に駐車した車内に児童を放置したことによって死に至った児童が5人含まれ、そのうちの4人までがぱちんこ店の駐車場における車内放置事案であった。

警察庁ではこうした情勢を踏まえ、ぱちんこ関係業界に対して下記のとおり駐車場における児童の車内放置事案の防止に係る要請文を発出するなどの働き掛けを実施しているところである。

各都道府県警察にあっても、児童虐待事案の防止に資するため、様々な機会を通じてぱちんこ業界への働き掛けを実施するとともに、同種事案の発生防止のために関係機関、団体と連携した各種取組みの推進に努められたい。

記

1 ぱちんこ業界に対する要請文の発出（別添参照）

(1) 要請先

社団法人日本遊技関連事業協会、全日本遊技事業協同組合連合会、日本遊技産業経営者同友会及びパチンコチェーンストア協会

(2) 要請事項

児童連れで来店しようとする遊技客に対する呼び掛け等車内放置の防止のための広報啓発及び駐車場の定期的な巡回による車内放置の早期発見

2 関係機関、団体と連携した児童の車内放置事案の発生防止対策の推進

車内放置事案は、大型店舗や飲食店等ぱちんこ店以外の駐車場その他の場所においても発生し得ることから、各種の機会を利用して、関係機関、団体と連携した同種事案の発生防止のための取組みの推進に努められたい。

別 添

警察庁丁少発第 号
警察庁丁生環発第 号
平成16年 月 日

社団法人日本遊技関連事業協会会長
全日本遊技事業協同組合連合会理事長
日本遊技産業経営者同友会会長
パチンコチェーンストア協会代表理事
殿

警察庁生活安全局少年課長
警察庁生活安全局生活環境課長

駐車場における児童の車内放置事案の防止について（要請）

謹 啓

平素は、青少年の非行防止と健全育成やぱちんこ営業の健全化に深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、大阪府岸和田市において発生した中学生男子被害に係る児童虐待事案をはじめとして、痛ましい児童虐待事案が引き続き発生しており、児童虐待問題は、社会的関心の高い深刻な状況にあることは御承知のとおりであります。

平成15年中に警察が検挙した児童虐待事件の被害児童数のうちの42人が虐待により死に至っておりますが、この中には別紙のとおり駐車場に駐車した車内に児童を放置したことによって死に至った児童が5人含まれており、そのうちの4人までがぱちんこ店の駐車場における車内放置事案であります。

貴会におかれましても、こうした車内放置事案の防止に取り組まれているものと承知しておりますが、依然としてぱちんこ店の駐車場において悲惨な事案が発生している現状を御理解の上、車内放置による児童虐待の根絶に向けて、次のような取組みを一層強力に推進していただきますよう、貴会傘下の会員に対する周知徹底の程よろしく御願い申し上げます。

車内放置防止のための広報啓発

- ・ 児童連れで来店しようとする遊技客に対する駐車場の出入管理時や入店時などにおける呼び掛け
- ・ 店内・駐車場の目に付きやすい場所へのポスターの掲示
- ・ 店内放送の実施 等

駐車場の定期的な巡回による車内放置の早期発見

次代を担う児童を虐待から守り、その健全な育成を図ることは、国民全ての願いであります。児童虐待による被害を防止するため、貴会の格別の御高配を賜りますよう、重ねて御願い申し上げます。

敬 具